

一般社団法人 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人 子どもソーシャルワークセンターつばさ と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を岡山県倉敷市に置く。

(目的)

第3条 当法人は、子どもの貧困問題を解消することを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 子どもの居場所づくり事業
- (2) 貧困の連鎖を解消するための学習支援事業
- (3) 社会へ向けた子どもの貧困対策についての啓発活動
- (4) 前各号に附帯又は関連する事業

(公告の方法)

第4条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第2章 社員

(入社)

第5条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

2 社員となるには、当法人所定の様式による申し込みをし、代表理事の承認を得るものとする。

(経費等の負担)

第6条 社員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

2 当法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、別途定める会費規定の定めるところにより、会員に対し、経費の負担を求めることができる。

(退社)

第7条 社員は、いつでも退社することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第8条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は社員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第49条第2項に定める社員総会の決議によりその社員を除名することができる。

(社員の資格喪失)

第9条 社員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき。
- (2) 成年後被見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (4) 3年以上会費を滞納したとき。
- (5) 除名されたとき。
- (6) 総社員の合意があったとき。

(社員名簿)

第10条 当法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載し、又は記録した名簿（以下、「社員名簿」とする）を作成する。

(社員名簿の備置き及び閲覧等)

第11条 当法人は、社員名簿をその主たる事務所に備え置かなければならない。

2 社員は当法人の営業時間内はいつでも、次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、当該請求の理由を明らかにしていなければならない。

- (1) 社員名簿が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求
- (2) 社員名簿が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

3 当法人は、前項の請求があったときは次のいずれかに該当する場合を除き、これを拒むことができない。

- (1) 当該請求を行う社員(以下この項において「請求者」という)がその権利の確保又は行使に関する調査以外の目的で請求を行ったとき。
- (2) 請求者が当法人の業務の遂行を妨げ、又は社員の共同の利益を害する目的で請求を行ったとき。
- (3) 請求者が社員名簿の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報

をするため請求を行ったとき。

- (4) 請求者が、過去二年以内において、社員名簿の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報したことがあるものであるとき。

第3章 社員総会

(開催)

第12条 定時社員総会は、毎年4月に開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第13条 社員総会は、理事の過半数の決定に基づき代表理事が招集する。

- 2 社員総会の招集通知は、会日より1週間前までに社員に対して発する。

(決議の方法)

第14条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

(議決権)

第15条 社員は、各1個の議決権を有する。

(議長)

第16条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会において議長を選出する。

(議事録)

第17条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、議長及び出席した理事がこれに署名又は記名押印する。

第4章 役員

(役員)

第18条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 2名

- 2 理事のうち1名を代表理事とする。

(選任)

第19条 理事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。

ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

2 代表理事は、理事の互選によって定める。

(任期)

第20条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した理事の補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(理事の職務及び権限)

第21条 理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、その職務を遂行する。

2 代表理事は、当法人を代表し、その業務を統括する。

(解任)

第22条 理事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第23条 理事の報酬、賞与その他の職務遂行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

第5章 計算

(事業年度)

第24条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から(翌年)3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第25条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、直近の社員総会において承認を受けるものとする。これを変更する場合も、同様とする。

第6章 附則

(最初の事業年度)

第26条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成29年3月31日までとする。

(設立時の役員)

第27条 当法人の設立時理事、設立時代表理事は、次の通りとする。

設立時理事 藤澤 祐輔

設立時代表理事 紀 奈那

(設立時社員の氏名及び住所)

第28条 設立時社員の氏名及び住所は、次の通りである。

住 所 香川県高松市西宝町1丁目6番8-401号

設立時社員 紀 奈那

住 所 岡山県岡山市南区西市492-1-506号

設立時社員 藤澤 祐輔

(法令の準拠)

第29条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人 子どもソーシャルワークセンターつばさ 設立のためこの定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

平成28年9月30日

設立時社員

印

設立時社員

印